給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００１６号

東京都荒川区南千住８－４－12－204

再生債務者　中原　成郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月３日まで

平成28年９月15日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号

三重県津市久居射場町25番地　シティハイムハイツ26・203

再生債務者　岩元　栄二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月７日まで

平成28年９月16日　津地方裁判所再生係

平成２８年（再ロ）第４号

岡山県倉敷市北畝１丁目22番４号

再生債務者　山室　圭司

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月７日まで

平成28年９月16日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再ロ）第３号

鳥取県米子市車尾南１丁目16番17号　グローリーＢ103号

再生債務者　林原　和也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年10月17日まで

平成28年９月16日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第７号

埼玉県朝霞市本町２丁目３番25―304号

再生債務者　伊藤　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１０００３号

茨城県桜川市真壁町亀熊544番地２

再生債務者　中島知惠子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（再ロ）第１０００２号

長崎県長崎市鶴の尾町８番５号　メゾンエスポワール１－２Ｆ

再生債務者　金子　修

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

石川県輪島市町野町広江１部33番地

再生債務者　本谷　未央

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年９月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（再ロ）第１号

和歌山市今福５丁目１番21号　カーサ・ベアーレ105号

再生債務者　村田　延市

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年９月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月14日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再ロ）第１号

北九州市小倉北区南丘１丁目21番５号（206号）

再生債務者　相木絵里奈

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年８月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再ロ）第７号

千葉県市原市八幡1146番地

再生債務者　関　一夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年９月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年９月15日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することについたしました。

効力発生日は平成二十八年十一月一日であり、三社の株主総会の承認決議（甲及び丙においては、会社法第三百十九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十八年十月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月十二日
掲載貢　六十二貢（号外第二〇一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月六日
掲載貢　三十二貢（号外第一九六号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年九月二十八日

東京都千代田区神田小川町一丁目一〇番二号
（甲）株式会社千客万来不動産
代表取締役　加藤二郎太

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二五号丸の内ＫＳビル
（乙）スタイル・リンク株式会社
代表取締役　間所　暁彦

東京都千代田区神田小川町一丁目一〇番二号
（丙）株式会社スタイルポート
代表取締役　間所　暁彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月二十五日
掲載貢　一〇八貢（号外第二九〇号）

ただし、乙は平成二十七年十二月一日をもって、旧商号株式会社ラネットコミュニケーションズ関東より、商号変更並びに本店移転及び代表取締役変更を行っております。

平成二十八年九月二十八日

東京都豊島区池袋二丁目五二番八号
（甲）株式会社ラネット
代表取締役　中川　景樹

東京都豊島区池袋二丁目五二番八号
（乙）株式会社ラネットコミュニケーションズ
代表取締役　中川　景樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月一日
掲載貢　八十九貢（号外第七十八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月三十一日
掲載貢　七十九貢（号外第七十四号）

平成二十八年九月二十八日

東京都品川区東品川二丁目二番二四号
（甲）サンアロマー株式会社
代表取締役　西川　直規

東京都港区芝大門一丁目二三番九号
（乙）エスティーケイ・サンライズ投資株式会社
代表取締役　橋田　裕一

合併公告

左記会社は合併して甲は、乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十一月一日としております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月二十五日
掲載貢　一〇八貢（号外第二九〇号）

ただし、乙は平成二十七年十二月一日をもって、旧商号株式会社ラネットコミュニケーションズ関東より、商号変更並びに本店移転及び代表取締役変更を行っております。

平成二十八年九月二十八日

東京都豊島区池袋二丁目五二番八号
（甲）株式会社ラネット
代表取締役　中川　景樹

東京都豊島区池袋二丁目五二番八号
（乙）株式会社ラネットコミュニケーションズ
代表取締役　中川　景樹